

一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、高圧ガス事業の公益性に立脚し、消費者及び公共の安全を確保するとともに、業界の自主保安体制の確立と安定かつ健全な発展を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高圧ガスによる災害事故防止に関する事業
- (2) 高圧ガスに係る関係法規及び保安技術の調査・研究並びに指導
- (3) 関係官庁及び関係団体への協力並びに委託事業等の実施
- (4) 高圧ガスの保安に関する啓蒙宣伝及び指導
- (5) 高圧ガスに関する資格取得のための講習及び保安教育等の実施
- (6) 経営の合理化により業界の共存共栄を図るための諸施策の推進
- (7) 会員相互の連絡及び福利厚生に関する事業
- (8) 地域密着という業界の特性を活かした社会貢献事業
- (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は茨城県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、高圧ガスの製造、販売、貯蔵等の事業を行う個人又は法人
- (2) 準会員 高圧ガス事業に関係する者で、本協会の目的趣旨に賛同する個人又は法人

(会員の資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は第5条第1項第1号の事業を廃止したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(代理人による議決権の行使)

第 17 条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 人が署名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上35名以内
 - (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより協会を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において定めた報酬の額を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第 27 条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長があたる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 32 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問

(顧問)

第 34 条 協会に、必要に応じて任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ理事会に出席し参考意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。

第8章 部会、専門委員会及び防災対策本部

(部会及び専門委員会の設置)

第35条 協会の事業を円滑に推進するため、理事会の決議により部会及び専門委員会を設置することができる。

- 2 部会役員及び専門委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 部会及び専門委員会の任務、構成並びに運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める部会及び専門委員会規程によるものとする。

(防災対策本部の設置)

第36条 高圧ガス及び液化石油ガスに係る広域的若しくは重大な災害が発生し、又は発生が予想される場合において、災害に対し迅速かつ円滑に対応するため、協会内に防災対策本部を置く。

- 2 防災対策本部の組織、運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければな

らない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第40条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第44条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、茨城県において発行する茨城新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は立原孝夫、専務理事は園部実とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用

する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 平成 26 年 5 月 29 日に第 20 条第 2 項の一部を改正し、副会長を 7 名以内とした。